

地方公共団体が開設する場合

開設方法	市民農園整備促進法による場合（施設整備を要する場合）	特定農地貸付法による場合	農園利用方式だけの場合（法律の規制なし）
開設者と利用者との権利関係	イ：貸付け ＝特定農地貸付け ロ：農作業の実施 ＝農園利用方式	・貸付け ＝特定農地貸付け	・農作業の実施 ＝農園利用方式
開設者の農地の取得の仕方	①地方公共団体が現に利用する権利を有する土地 ②所有権の取得 ③使用及び収益を目的とする権利の取得	①地方公共団体が現に利用する権利を有する土地 ②所有権の取得 ③使用及び収益を目的とする権利の取得	①地方公共団体が現に利用する権利を有する土地 ②所有権の取得 ③使用及び収益を目的とする権利の取得 注：②と③は、農地法第3条の許可必要
施設	・農機具収納施設、休憩施設、トイレその他の附帯施設の設置が必要	・要件とされていない	・施設の設置は自由
開設手続	・地方公共団体が整備運営計画を作成して市町村に申請（内容審査の上、市町村が認定）	・地方公共団体が貸付規程を作成して農業委員会に申請（内容審査の上、農業委員会が承認）	・特に定めはない（農地の取得の仕方の②と③については、農地法第3条の許可、施設を設置する場合は、農地法第4条又は第5条の許可が必要）
開設場所	・市民農園区域 ・市街化区域	・特に定めはないが、適切な位置にある場合に承認	・特に定めはない
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定農地貸付け」については、特定農地貸付法の承認があったものとみなされ、当該承認があった場合と同様農地法の権利移動の許可等が不要 ・農地法の転用許可があったものとみなされ、整備運営計画に定める休憩施設等の整備については農地法の転用手続き不要 ・市街化調整区域で開設する場合、都市計画法の開発行為などの許可可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の権利移動の許可等が不要 ・土地改良事業の参加資格の特例 	—